

# 記載例

届出をする日を記入。

## 離婚届

令和8年4月1日届出

日本国籍の方は生年月日を和暦で記入してください。

【離婚届と同時に住所変更をされる方へ】

- 八頭町内で転居される方
    - ▶新しい住所を記入してください。
  - 八頭町内へ転入される方
    - ▶新しい住所を記入してください。
  - (事前に転出手続きが必要です。)
  - 八頭町から他市町に転出される方
    - ▶現在の住所を記入してください。
- ※いずれの場合も別途住所変更の手続きが必要です。

父母が亡くなっている場合も空欄にせず記入してください。離婚などにより父母の氏などが異なっている場合は現在の氏名を記入してください。

### 【届出に必要なもの】

- ▶離婚届書1通 (協議離婚の場合は証人2名の署名が必要)
- ▶運転免許証または個人番号カード等 (本人確認のため)
- ▶裁判離婚の場合は、家庭裁判所から出された書類

(フリガナ)	夫 ヤズ タロウ	妻 ヤズ ミチコ
(1) 氏名	八頭 太郎	八頭 道子
生年月日	昭和〇〇年 〇月 〇日	昭和〇〇年 〇月 〇日
住所	鳥取県八頭郡八頭町 郡家493番地	鳥取県八頭郡八頭町 船岡539番地
本籍	鳥取県八頭郡八頭町北山63 番地 1	
(2) 筆頭者の氏名	八頭 太郎	
父母及び養父母の氏名	夫の父 八頭 春雄	妻の父 八東 秋夫
父母との続き柄	長男	二女
養父	養母	養父
養母	養子	養母
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 判決	
(4) 離婚前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	鳥取県八頭郡八頭町郡家493 番地 筆頭者の氏名 八東 道子	
未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 八頭 次郎 父(夫)が親権を行う子 八頭 友子 母(妻)が親権を行う子 八頭 町子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子 八頭 町子	
(5) 未成年の子の氏名	(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれが親権者となるようにするしをつけてください。 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	

協議離婚の場合は必ず内容を確認して✓を入れてください。

未成年(18歳未満)の子全員について、親権を行う方の欄に氏名を記入。

家庭裁判所に申立てをしている子を記入。

期間	平成30年 1月 から	令和8年 4月 まで
前の所	鳥取県八頭郡八頭町郡家493 番地 号	
前の所	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業その他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用労働者 <small>1.在米滞留の契約の届出書がある</small>	

協議離婚の場合は必ず夫と妻の本人が署名します。  
協議離婚の場合は成人(18歳以上)の証人2名が必要です。夫婦との続柄は問いません。

※届出人妻と夫、証人の押印は任意です。

仕事と	(10) 夫妻の別居期間	
その他	届出人署名 夫 八頭 太郎 印 妻 八頭 道子 印 (※押印は任意)	
署名	証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
(※押印は任意)	八頭 春雄 印	郡家 一郎 印
生年月日	昭和〇〇年 〇月 〇日	平成〇年 〇月 〇日
住所	鳥取県八頭郡八頭町 郡家1234番地	鳥取県八頭郡八頭町 船岡5678番地
本籍	鳥取県八頭郡八頭町 北山63 番地 1	鳥取県八頭郡八頭町 郡家493 番地

### 【離婚後の氏(姓)について】

婚姻時に氏(姓)を変えた方は離婚に際し、旧姓に戻るか、婚姻中の氏をそのまま使うかを選択します。どちらを選択するかによって、届書の記載方法が異なりますのでご注意ください。  
○該当するところに☑し、本籍・筆頭者氏名を記入してください。

- ①もとの戸籍に戻る場合
  - ▶婚姻前の本籍地を記入してください。
  - ▶婚姻前の氏(旧姓)にもどります。

※もとの戸籍が除籍となっている場合、もどることはできないので、次の②を選択してください。
- ②新しい戸籍をつくる場合
  - ▶実在する町名・地番を記入してください。
  - ▶筆頭者の氏名は、婚姻前の氏名(旧姓)です。
- ③離婚後も、婚姻中の氏を続けて称する場合
  - ▶何も記入しないでください。

※離婚届の他に、「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です。

### ※注意事項

【離婚後の子どもの戸籍について】  
子の戸籍には、離婚により定めた親権者が記載されますが、子の戸籍が親権者の戸籍に移るといったことはありません。  
親権者の戸籍が子の戸籍と異なる場合に、子を親権者の戸籍に入籍させたい場合は、離婚成立後に家庭裁判所の許可を受けた上で入籍届の手続きが必要となります。

連絡先  
電話(090)△△△△-××××番  
自宅・勤務先・呼出方

日中に連絡のつく電話番号を記入してください。

◎ご不明な点はお問い合わせください。  
八頭町役場 町民課  
電話:0858-76-0211